

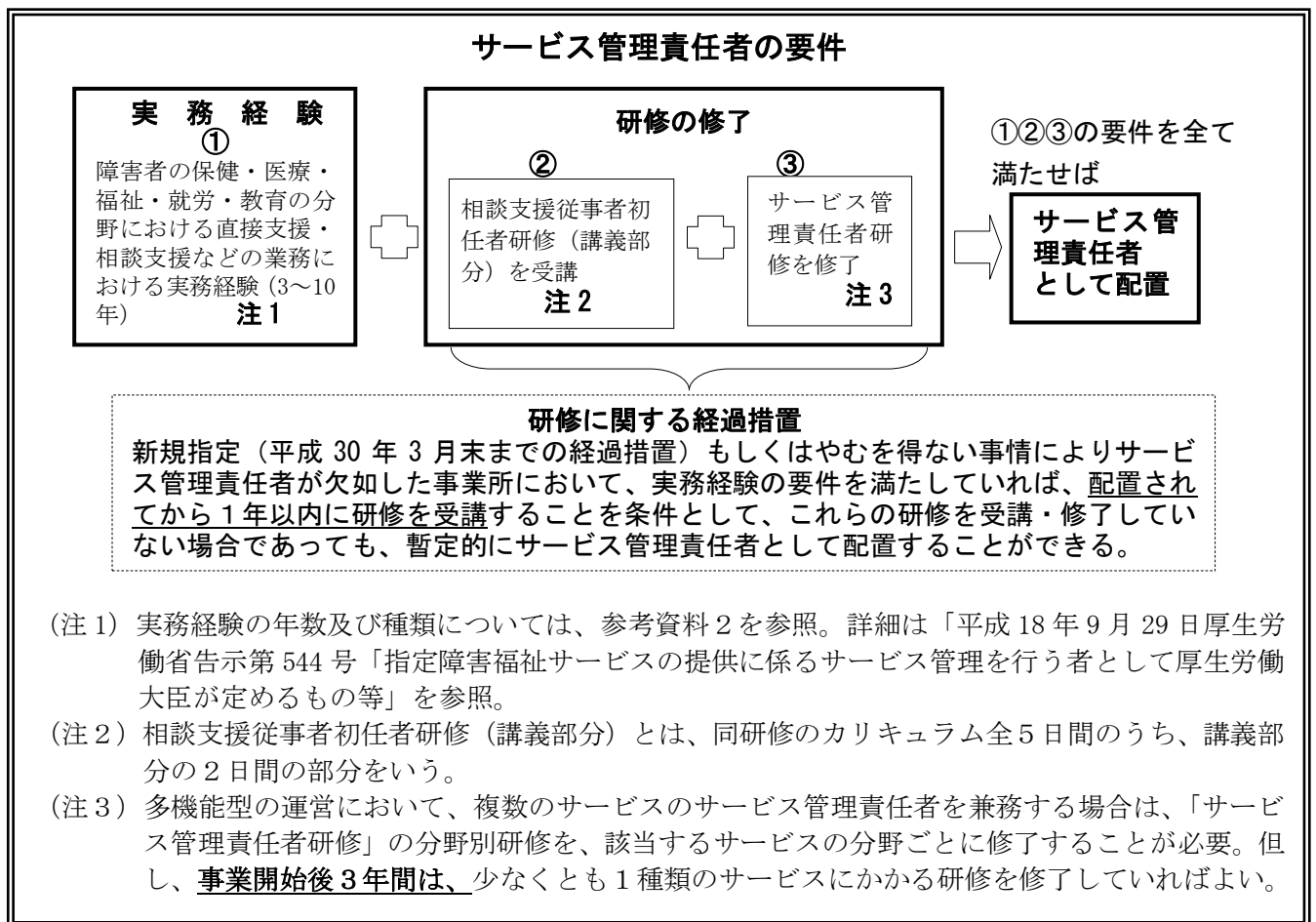
参考資料 1

サービス管理責任者の要件について
(児童発達管理責任者を除く)

サービス管理責任者になるためには、次の①・②・③の全てを満たすことが必要です。

- ① 障害者支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～10年）があること
- ② 相談支援従事者研修（講義部分）を受講すること
- ③ サービス管理責任者等研修を修了すること

このうち研修修了要件については経過措置がありますが、実務経験についてはサービス管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしている必要があります。



【注意】サービス管理責任者等研修とは別に、相談支援従事者初任者研修（講義部分 2 日間）の受講が必要です。

【実務経験に関するお問い合わせ】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班

TEL078-341-7711(代)

サービス管理責任者実務経験一覧表 (児童発達管理責任者を除く)

参考資料 2

※区分「第 1」と区分「第 3」の通算可

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第 1 相談支援業務 ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第 4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が 1 年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	5 年以上
	第 2 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	10 年以上
	第 3 有資格者 コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第 2 の直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第 2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年以上
	第 4 国家資格 サ 次の A 及び B のいずれにも該当する者 A：区分「第 1」から「第 3」の実務経験を通算して 3 年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して 3 年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることをいうものとする。

例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

サービス管理責任者等研修に関する Q & A

参考資料 5

(実務経験について)

質 問	回 答
旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっている（参考資料 2 の第 3 のコ又は参考資料 4 の第 4 のコ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等の場合は、取得してから、あらためて 5 年間の実務経験が必要ということではない。
国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 3 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上（児発管は 5 年以上）となっている（参考資料 2 の第 4 のサ又は参考資料 4 の第 4 のサ）がこの意味は？ また、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として 3 年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ 3 年以上（児発管は 5 年以上）の障害者支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、国家資格による従事期間とは別のカウントを行うため、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	実務経験一覧表に掲げられている機関や施設において、「参考資料 2」又は「参考資料 4」の表の下に記載した「第 1 相談支援業務」及び「第 2 直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
実務経験について、サービス管理責任者等として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということでしょうか。	お見込みのとおり。 研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断する。
障害福祉サービス事業所に経理事務員として 10 年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	認められない。
高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として 5 年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5 年以上の実務経験があれば対象となる。
幼稚園、保育所、学校等で 10 年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められるか。	サビ管の実務経験の場合、児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務としては認められないが、特別支援学級は認められる。 児発管の実務経験の場合は、児童の中に障害児がいた場合、実務経験として認められる。

従事した日数が1年に180日以上とあるが、ホームヘルパーとしての半日の業務の場合は、1日とカウントできるか。	カウントできる。
--	----------

(申し込みについて)

質 問	回 答
様式第2号の実務経験は、以前の勤務先に記載してもらう必要があるか。	自己申告による記載となる。 実際にサビ管等の業務に就く際、指定権者に以前の勤務先が記載した「実務経験証明書」の提出が必要となる。
サビ管になるには、サビ管研修3日間と相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）の受講が必要だが、それぞれ別々に申し込む必要があるか。	様式第1号の中に、相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）の受講の有無を記載する欄があり、別々に申し込みは行わない。
申し込みれば必ず受講できるのか。	定員が超過した場合、選考を行う。例年、就労・介護・児童分野で、定員超過し、受講選考を行っている。 (演習が行えないほど申込者が少ない時は、研修を行わない場合がある。)
他府県の事業所も申し込めるか。	県内事業所を優先するため、就労・介護・児童分野は例年定員を超過しており、受講の可能性はきわめて低い。
サビ管研修と相談支援従事者初任者研修(5日間)の両方を申し込んでもよいか。	基本的に、サビ管と相談支援専門員は兼務できない。 定員等を勘案し受講決定するため、両方申し込んでも、両方受講できる可能性はきわめて低くなる。 なお、それぞれの申込書に他方の研修を申し込んでいることを明記すること。
同一人物が複数分野申し込みは可能か。	申し込みは可能。必ず他分野を申し込んでいることを申込書に明記すること。 申し込み用紙・添付書類・返信用封筒は1分野につき1通ずつ必要。 受講決定は、定員等を勘案し行うが、原則同一年度で3分野の受講決定は行わない。
受講決定後に、所属先が変わったが、研修受講は可能か。	所属が変わっても受講決定は有効だが、受講の継続については、申込時の事業所および受講者として話し合っ決めて決めること。
研修修了証書の発行を受けた後、名字が変更となった場合の対応は。	名字が変更となっても、研修修了証書は有効のため、再発行は行わない。
受講決定後、研修修了までに姓名を変更した場合の対応は。	原則として、申込書に記載した姓名で名簿・修了証書を作成する。
研修申し込みに必要な書類は、下記の3点のみか。 ○様式第1号（必須） ○様式第2号（必須） ○H18～29 相談支援従事者初任者研修修了証書または講義部分2日間(合同講義)受講証明書の写し(該当者のみ)	様式第3号の申込みチェックシートと82円切手を貼付した返信用封筒が必須。 (法人、事業所から一括して郵送で申し込むことは可能だが、返信用封筒は申込書1通ごとに必要)
他府県が発行した研修修了証書は兵庫県で有効か。	有効となる。

事業所の開設時期・場所が未定でも申し込みめるか	可能であるが申込書に必ず電話・郵便での連絡ができる連絡先を記載のこと。
過去に相談支援従事者初任者研修・サビ管研修の他分野を受講している場合、本年度 5 日間の受講が必要か	共通講義および演習の計 3 日間の受講となる。相談支援従事者初任者研修講義部分 2 日間（合同講義）の受講は不要（相談支援従事者初任者研修修了証書・合同講義受講証明書の写しを申込書に必ず添付）。
サビ管に就任する予定がない者でも申し込みめるか	就任の予定がない者は、申し込みめない。
サビ管配置の必要がない事業所から申し込みめるか	今後、事業移行等サビ管の配置が必要となるのであれば可能。今後もサビ管配置の必要がなければ、申し込みめない。
同一事業所から同一分野に複数名申し込みめるか	可能だが必ず優先順位を記入。なお、受講決定後の受講者の変更は認めない。
同一法人から同一分野に複数名申し込むことは可能か	可能だが、必ず法人内で受講分野の障害福祉サービスを実施・または予定している事業所から申し込むこと。
申し込む事業所と受講者の勤務する事業所が異なっても申し込みめるか	可能
実務経験を満たしているが、現在障害福祉サービスに関わっていない者でも申し込みめるか	就任予定があれば、申し込みは可能。申込書の申込理由の該当番号に記すこと。
相談支援従事者初任者研修講義部分 2 日間（合同講義）を受講していれば、相談支援専門員になれるか。また、相談支援専門員になるための補講などはあるか	相談支援専門員になるには相談支援従事者初任者研修（5 日間）をあらためて受講する必要がある、過去に講義部分 2 日間（合同講義）を受講していても、日数の免除はない。補講は行っていない。